

公的年金等の源泉徴収票の再交付について

① 電話での再交付申請

- ・「ねんきんダイヤル」 **0570-05-1165**(ナビダイヤル)

※ 源泉徴収票は送付まで2週間程度いただいております。

- ・奈良年金事務所 **(0742-35-1371)**(音声案内が始まれば1を選択し、その後2を選択)

※ 源泉徴収票は原則として2週間以内に送付いたします。

なお、お急ぎの方はその旨お申し出ください。

《留意事項》 電話の際に必要となります。

お手元に、「基礎年金番号」または「マイナンバー」が分かる書類をご用意ください。

(基礎年金番号は、年金証書、年金手帳または改定通知書などで確認できます。)

ご本人様の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所と、電話をおかけになった方の氏名、ご本人との続柄、電話番号を確認させていただきます。

なお、源泉徴収票は、日本年金機構に登録されているご本人の住所あてに郵送いたします。

② 「ねんきんネット」による源泉徴収票の内容確認と再交付申請

「ねんきんネット」にご登録いただいている方は、画面上からいつでも源泉徴収票の内容の確認ができます。また、通知書の原本が必要な場合は、「ねんきんネット」からいつでも再交付申請をすることができます。

なお、発送までに1週間程度かかりますので、到着までは配達日数を加味してお待ちください。

※ ねんきんネットは事前に登録が必要となりますので、日本年金機構ホームページまたは、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

③ 窓口での再交付申請

基礎年金番号が分からない方は年金事務所へご来訪ください。

源泉徴収票はご申請の翌々日に送付いたします。

《留意事項》 来訪により再交付申請される方は、下記書類をお持ちください。

ご本人	・年金証書、年金手帳または改定通知書など、日本年金機構が送付した書類 ・本人確認ができる書類(運転免許証など)
ご本人 以外の方 (代理人)	・ご本人の「委任状」(日本年金機構ホームページにある様式をご利用ください。) ・ご本人の年金証書、年金手帳など、日本年金機構が送付した書類 ・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証など)